【令和2年7月10日付け処分】

1	
所 属 部 局	経済部
職区分・性別・年齢	一般職員(男性・43歳)
事案の概要	職員は、令和2年3月10日(火)午前0時55分頃、自宅において妻との口論の末、頭部を殴り傷害を負わせるとともに、その際に妻に加勢した息子の顔面を殴り傷害を負わせ、さらに、娘に対しても顔面を蹴り傷害を負わせた。
処 分 内 容	減給1/10 3月 (管理監督者:不問)
参考	